

福みえ 社え

伝える
つながる
ひびきあう

3
2022 March
No.370



「令和2年度三重県障がい者芸術文化祭」に出品された素敵な作品のお写真を公益社団法人三重県障害者団体連合会様よりいただきました。

もくじ

- 特集：緊急小口資金等特例貸付の実施状況と償還に向けて…2
- 連載：災害とふくし……………5
- information……………7
- ありがとうメッセージ……………8





緊急小口資金等特例貸付の 実施状況と償還に向けて

コロナウイルス感染症拡大により経済的影響を受けた方を支援するために生活福祉金貸付制度（以下、本制度）にて「緊急小口資金等特例貸付（以下、コロナ特例貸付）」が実施されています。

コロナ特例貸付は開始時点から、一定の要件を満たす場合には償還（返済）を免除すると謳われており、三重県でも既に免除申請書の受付が始まっています。

今回は、これまでのコロナ特例貸付の振り返りとともに、償還免除の要件などについて整理していきます。

特例貸付とは

本制度は困窮世帯に向けた制度であるとともに、災害時における被災者の当面の生活を支援するために、特例的に緊急小口資金の貸付を実施してきました。

新型コロナウイルス感染症の拡大はとくに災害級と表現され、前例のない大規模な経済的支援が必要と見込まれました。そんななか、いち早く困窮者に支援を行うために既存の困窮者支援制度を活用することになり、その一つとして、本制度の特例が適用されることになりました。

これまでの特例貸付は緊急小口資金のみでしたが、コロナ特例貸付は総合支援資金も最初から貸付メニューとして用意されました。このことから新型コロナウイルス感染症が一時的なもので収まらず、長期化が想定されていたことが窺えます。一方で、特に総合支援資金は従来の貸付と考え方が根本的に異なる事実上の別資金となってしまうことや、二種類の資金が同時にスタートしたことにより、貸し付ける側、仮受ける側、双方が混乱する状況が生まれました。貸付金送金や債権管理の事務手順をシステムに依存している柔軟さに欠けていたことも、混乱に拍車をかける要因になりました。

このような大規模な特例貸付は稀なこ

ととはいえ、終了後に総括し、将来のための教訓を得る必要があります。

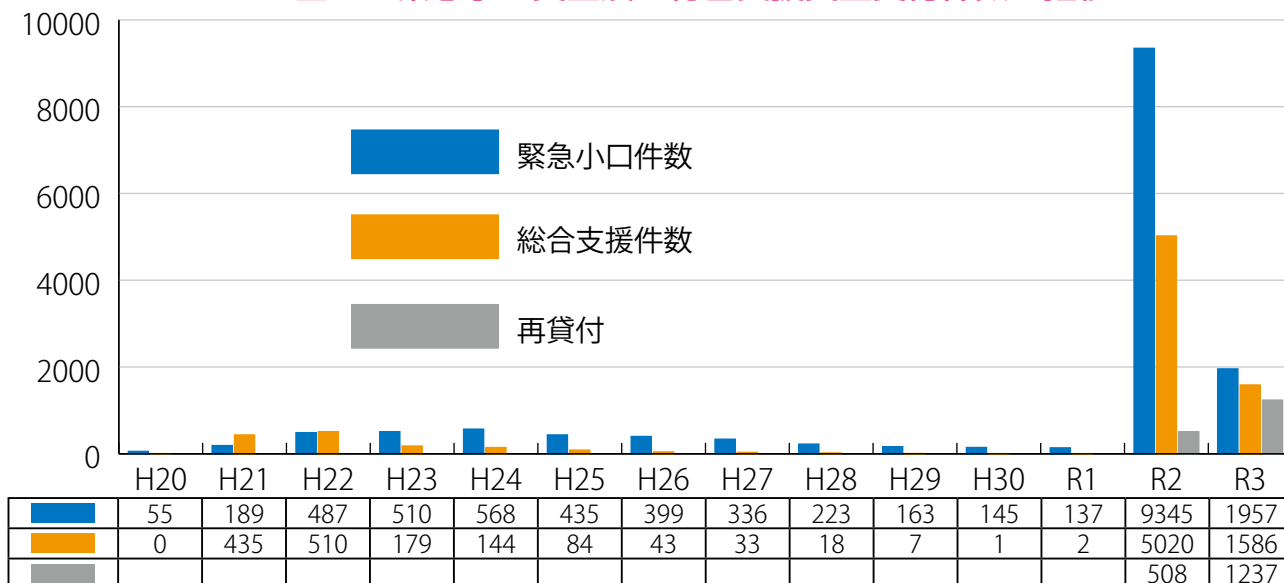
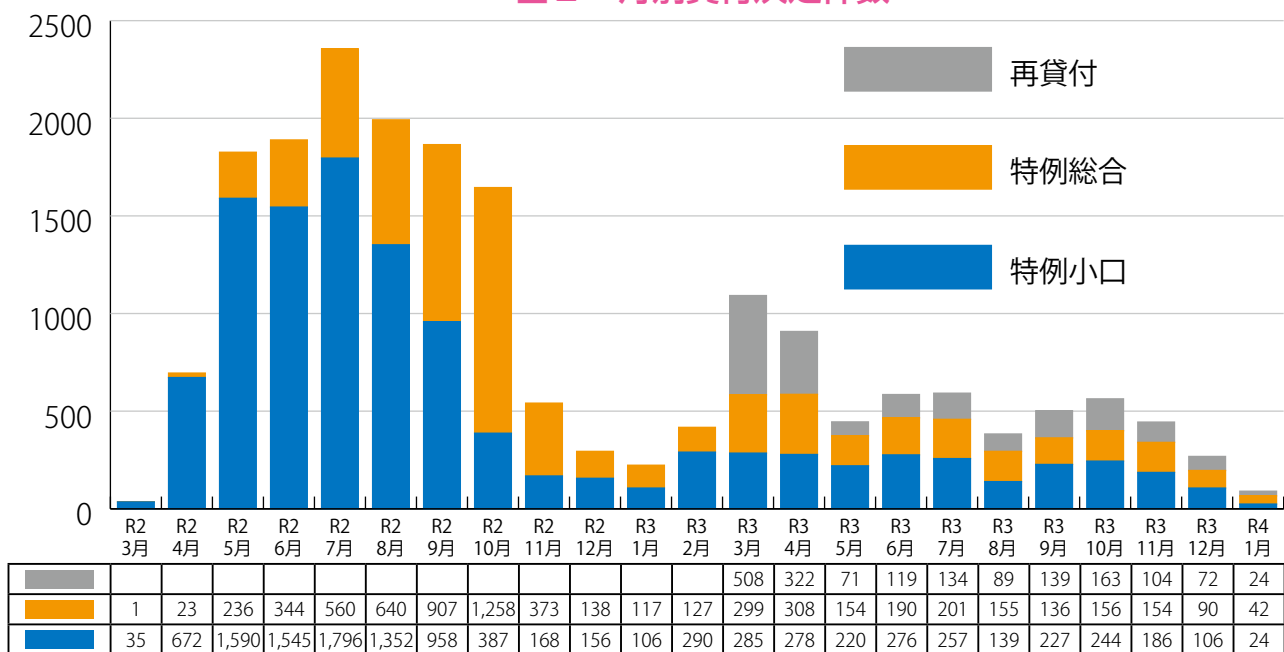
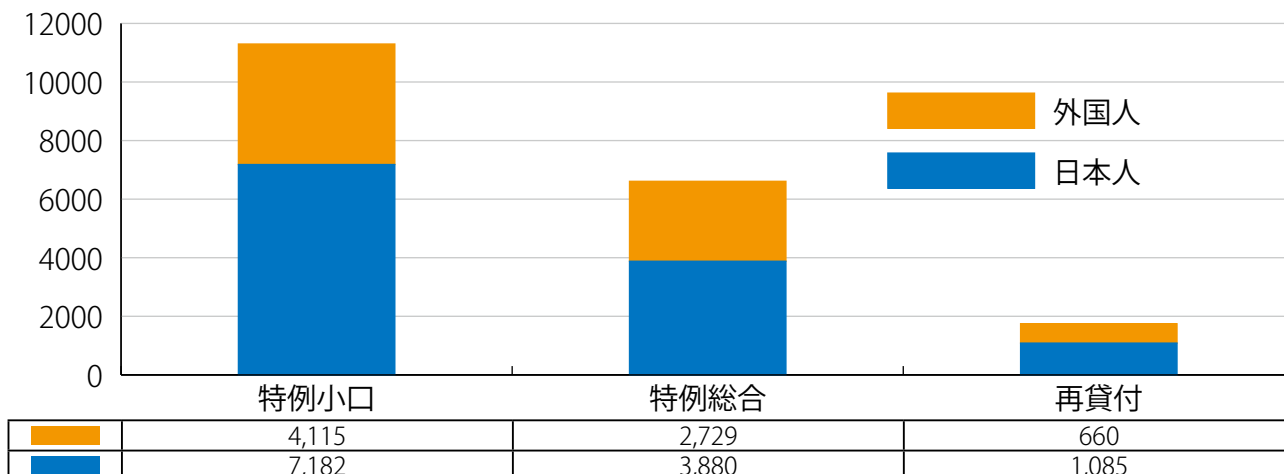
貸し付けの状況

本紙令和3年9月号の特集でも触れておりますが、今回のコロナ特例貸付は膨大な数の貸付を行っており、令和4年1月末現在で特例緊急小口資金11,298件 21億7968万円、特例総合支援資金（延長・再貸付を含む）8,354件51億1668万7500円となっています（図表1、2参照）。

また、外国人世帯の借り入れが多いのも特徴的で、全体の約38・2%を占めています（図表3参照）。これは、リーマンショックの影響を受けて総合支援資金が創設された時にも見られました。派遣労働者の雇い止めや就業時間の短縮など、外国人労働者に多い非正規雇用者への影響が大きかったものと思われま

す。言うまでも無く新型コロナウイルス感染症の影響は、市民の生活に極めて深刻な影響を与えており、本制度は生活困窮に至った人々の生活を一時的に支えるツールとして、一定の役割を担いました。

コロナ禍の長期化により緊急小口資金と総合支援資金の申請期限は、令和4年6月末日まで延長されています。

図1 緊急小口資金及び総合支援資金貸付件数の推移

図2 月別貸付決定件数

図3 外国人世帯貸付決定件数 (R4.1月末現在)


償還と免除について

コロナ特例貸付は貸付期間が長期化したことから、償還が始まる時期も先送りされています。資金や借り入れた時期により異なりますが、令和5年1月から償還がスタートします（図表4参照）。

償還の免除は、借受人と世帯主が住民税非課税であれば対象となります。資金ごとに決められた年度が非課税かどうかで判定を行います（図表5参照）。免除は自動的に行われるわけではなく申請が必要なので、借受人への周知徹底が必要となります。

債権管理を通じた支援

本制度の目的は、貸付相談を通じて世帯の状況を把握し、その世帯をしかるべき制度等に繋げることです。償還免除の対象となる世帯は現に生活に困窮している世帯とも捉えることができます。そういった世帯を自立相談支援機関等につなぎ、継続

的な支援が受けられるようになるなど、貸付後のフォローアップも行っていく必要があります。

償還免除のポイント

- 償還免除は、資金種類ごとに一括して行います。
- ①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付です。
- 借受人と世帯主が住民税非課税であれば、償還免除の対象となります。そのほかの世帯員の課税状況は問いません。
- 判定時期と判定対象となる課税要件は、資金種類により異なります。具体的には、図5をご覧ください。
- 上記以外にも、死亡や失踪宣告、自己破産等の償還中も償還困難な状況があれば、全部又は一部の償還を免除できる場合があります。
- 据置期間を資金種類ごとに延長します。

図4 特例貸付の償還期間のイメージ

西暦年 (和暦年)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)
月	4月～12月	1月～12月	1月～12月	1月～12月	1月～12月	1月～12月	1月～12月	1月～12月	1月～12月	1月～12月	1月～12月	1月～12月	1月～12月
資金種別													
緊急小口資金		←→											
総合支援資金(初回)		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
総合支援資金(延長)			←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
総合支援資金(再貸付)				←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→

※償還開始時期は資金により異なります。償還開始の時期は社会福祉協議会から案内されます。
 ※令和4年4月以降の貸付の償還開始は、令和6年1月となります。

図5 償還免除の判定時期と要件について

		償還初年度目 (令和4年度)	償還2年度目 (令和5年度)	償還3年度目 (令和6年度)	判定対象となる課税要件
①緊急小口資金		20万円			令和3年度又は令和4年度が住民税非課税
総合支援資金	②初回貸付分	45万円(単身世帯) 60万円(2人以上世帯)			
	③延長貸付分		45万円(単身世帯) 60万円(2人以上世帯)		令和5年度が住民税非課税
④総合支援資金 再貸付				45万円(単身世帯) 60万円(2人以上世帯)	令和6年度が住民税非課税

連載

災害とふくし

第5回

防災企画aliveの取組み(四日市市)

本連載では、災害に備える取組みを行って、地域や団体に焦点をあて、その取組みをインタビューし紹介しています。

今回は、四日市市を中心に子育て世代を対象とした防災講座を開催している、防災企画 alive の取組みをご紹介します。

初期メンバーである千馬さんと、防災企画 alive 一期生で中心メンバーの米田さんにお話を伺いました。

お話を伺った方



防災企画 alive 制作委員

米田 聡子さん 千馬 恵美さん

防災企画 alive について

防災企画 alive は、防災に関心のある友人4名で令和元年度に立ち上げ、令和2年度から活動を開始しました。

私(千馬さん)は、かもんまゆさんの防災ママカフェ®に参加し、「自分だけの知識で終わらせず他の方にも知らせたい!」と、防災に関心のある友人たちに声をかけたことがきっかけで活動を開始しました。

活動内容

防災に関心はあるけどあまり取り組めない子育て世代の方を対象に、年10回講座を実施しています。受講内容は、制作委員と呼んでいる中心メンバー

が企画しています。「皆でやってみよう!」を基本として、楽しく学べる内容を意識しています。防災



3人1組で「簡易トイレ作り」に挑戦!

と聞くと構えてしまいがちですが、学ぶ時は楽しくないと続かないと思っ

ています。制作委員のそれぞれが得意とする分野を生かした講座(整理収納やブッシュクラフト等)

もあれば、プロに依頼するもの(応急手当等)もあります。特別講座として、親子防災キャンプなども企画し、親子で参加いただくことも多いです。

受講生の変化

私(米田さん)は一期生で、今は制作委員側に回っています。年10回の受講を通して自分自身の防災意識がとも変化しました。講座では、メンバー間の振り返りを大切にしている、毎回様々な気づきをもたらすことができます。

非常持ち出し袋シェア会をした時は、メディア等で紹介されるものを揃えるだけでは十分ではなく、避難時の状況や住んでいる地域、季節、家族構成で必要なものを持ち出す量も違うのだと気づくことができました。災害時には、慣れた場所にいると



サバイバル講座での「簡易濾過装置作り」

今後の取組み

私たちは活動を初めてまだ3年目ですが、講座を通じて「自分に合う防災は何か?」を考える場が alive だと思っています。受講生が学んで終わりとせず、受講での気づきを家族や友人に伝えてもらえれば嬉しいです。災害が発生した時には、自助や共助がとても大切なので、学びを繋げることで共助の輪が広がってほしいと思います。

今後も alive の活動を継続していきたいです。ゆくゆくは防災に限らず他の活動ともコラボレーションしてみたいなと思っています。

取材メモ

alive では、年10回講座の他にも実践形式の特別企画「川があるく」や、「親子防災キャンプ」等も企画されています。alive のモットー「楽しく学ぶ」企画から目が離せません!



令和4年度

https://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険

検索

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険


保険金額・年間保険料(1名あたり) 団体割引20%適用済/過去の損害率による割増引適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	[新設]特定感染症重点プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円			
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)			
	入院保険金日額	6,500円			
	手術保険金	入院中の手術	65,000円		
		外来の手術	32,500円		
	通院保険金日額	4,000円			
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外(*)	初日から補償		
	地震・噴火・津波による死傷	×	○	○	
賠償責任の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)			
	年間保険料	350円	500円	550円	

商品パンフレットは
こちら(ふくしの保険)
ホームページ

*4月1日付で前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

＜基本プランに加入される方へ＞

基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。

◆年度途中でボランティア活動保険に加入する場合には「特定感染症重点プラン」への加入をおすすめします。

例えば、被災地での災害ボランティア活動や当初予定していなかったボランティア活動への参加にあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした特定感染症への備えとして、特定感染症重点プランに加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事務用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償 (傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

 <引受幹事
 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 TEL: 03(3349)5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)
 この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581)4667
 受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

information

生命保険協会三重県協会様から 高齢者支援団体2団体にご寄付（活動助成）を いただきました

生命保険協会三重県協会様は、高齢者を対象にした健康管理・増進、自立支援、生きがいづくり等の活動に取り組んでいる民間非営利の団体、ボランティアグループ、特定非営利活動法人等に寄付（助成）をする取組みをされています。三重県社会福祉協議会を通じて県内の高齢者支援団体である「いこい（伊勢市）」・「はまゆう会（鳥羽市）」2団体に対して10万円ずつご寄付（活動助成）いただきました。誠にありがとうございました。



右から順に

はまゆう会	副会長	下辻 景子 様 (目録受領)
いこい	代表	泰道 詞子 様 (目録受領)
生命保険協会三重県協会	会長	柿原 督史 様
三重県社会福祉協議会	会長	井村 正勝

【団体紹介】

- **いこい** 65歳以上の方を対象に、毎週月・金曜日に介護・認知症予防のための脳トレや体操を実施するほか、調理ボランティア手作りの昼食を提供されるなど、高齢者の居場所づくりに取り組まれています。
- **はまゆう会** 長年地域の福祉活動に携わり、福祉介助や高齢者との交流を行っており、独居高齢者の方への昼食交流会の開催やフードパントリーなどを毎年開催されています。

令和4年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ぶくしの保険

検索

老人福祉施設、
障害者支援施設、
児童福祉施設などに

**スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します！**

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

① 基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年

▶ 保険金額			
	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)	
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

新型コロナウイルスを含む特定感染症に新たな補償が追加されました！

NEW 施設の感染症対応費用補償

休業補償から各種対応費用までワイドな安心

- ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
- ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
- ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 職員等の補償

プラン4 法人役員等の補償



●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
 (引受幹事 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課 保険会社)
 TEL: 03(3349)5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581)4667
 受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)



ありがとうメッセージ

心も一緒に届いています

社会福祉法人 菟野町社会福祉協議会

令和元年度一般配分

福祉車両の貸し出し

新型コロナウイルスの影響もありましたが、通院などには不可欠で、ご利用される方にはいつも喜んでいただいています。

車体に大きく描かれた共同募金のロゴマークと『こもしか』は人目をひくようで、「かわいいね」と声をかけられることもあります。

貸出ごとに毎回消毒を行い、これからみなさんに安心してご利用いただけるよう努めていきたいと思っております。ありがとうございました。



社会福祉法人 大台町社会福祉協議会

令和元年度一般配分

コロナ禍での見守り活動

新型コロナウイルス感染症の為、当初予定していた給食サービス事業を実施する事は出来ませんでした。見守り活動として、対象者に災害時用ライトやマスクを配布しました。元気な顔が拝見でき「これは助かる」「ありがたいわ」と喜びの声も頂きました。

皆さまの暖かいご支援のおかげで赤い羽根共同募金活動が実施出来ており、大台町の福祉を推進することが出来ています。ありがとうございました。



発行人／井村 正勝

編集人／松本 利治・広報委員会

発行所／社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

TEL : 059-227-5145 FAX : 059-227-6618

URL : <https://www.miewel-1.com/> E-mail : info@miewel.or.jp

編集協力／株式会社アイリック

2022年3月号(通巻370号) 令和4年3月発行

「福祉みえ」は三重県社協のホームページでもご覧になれます。また、広報に関するご意見・ご感想は、E-mailにて受け付けております。